

## 子ども・子育て支援新制度関係条例(案)要綱に対するパブリックコメントに寄せられた主な意見と市の回答

| 番号 | 項目       | 主な意見の要旨  | 市の回答   |
|----|----------|--|--|
| 1  | 新制度の実施体制 | 市が責任を持って保育を実施してほしい。  | 就学前児童の教育・保育施設については、関係法令に則り、市が必要な対応をしていきます。   |
| 2  | 新制度の問題   | 新制度が実施されると、保育や子育て支援が悪くなり、安心して、子どもを生み育てることができなくなる。  | 子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもたちが健やかに成長し、すべての家庭が安心して子育てができ、子育ての喜びが感じられるようにするための新しい制度です。<br>子ども・子育て支援新制度の実施により、就学前児童の教育・保育の質の向上と必要量の確保に努めてまいりたいと考えています。  |
| 3  | 新制度のPR   | 保護者や関係者にパブリックコメントや新制度について十分に説明してほしい。   | この度のパブリックコメントの実施にあたりましては、市広報誌への案内掲載や市ホームページへの掲示のほか、市内の幼稚園・保育所などの施設に協力を依頼するなど、PRに努めてきたところです。<br>また、子ども・子育て支援新制度のPRにつきましても、市広報誌への掲載やリーフレットの配布など引き続き周知に努めていきます。   |
| 4  | 内容が難解    | 条例(案)要綱の内容が難しい。  | お解りいただきやすい資料作成に心がけましたが、条例(案)要綱のため、法令関係の用語が多くなり、やや難解なものとならざるを得ない側面がございます。   |
| 5  | 職員の資格    | 地域型保育事業(家庭的保育事業等)においても保育水準を保つために保育士資格を持った職員が保育に従事する必要がある。  | 条例(案)要綱では、地域型保育事業の保育に直接従事する職員について、保育士とするよう努力義務規定を置いています。<br>地域型保育事業(家庭的保育事業等)につきましても、ご指摘の点を踏まえて、家庭的保育事業については少なくとも1人、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業については保育に従事する職員の4分の3以上、小規模保育事業C型については、保育に直接従事する職員の半数以上は、保育士の資格を有する者の配置を必須とし、居宅訪問型保育事業については、保育士又は看護師、保健師のいずれかの資格を有する者の配置を必須とする方向に変更します。 |
| 6  | 小規模保育の類型 | 原則として保育士が保育にあたる小規模保育事業A型のみを条例で定める(認可する)こととし、保育士以外の者が保育にあたることのできるB型・C型については条例から削除(認可しないように)してほしい。 | B型・C型についても、その基準を市の条例で規定しておく必要があります。各市でもB型・C型の基準は定める予定と聞いております。   |

| 番号 | 項目     | 主な意見の要旨  | 市の回答   |
|----|--------|--|--|
| 7  | 利用者負担  | 保育料を値上げしないでほしい。                                  | 保育料の金額についてはこの度の条例（案）要綱では規定していません。ご指摘を踏まえ、検討を進めていきます。   |
| 8  | 利用者負担  | 保育料以外に、上乘せ徴収や実費徴収は行わないでほしい。                      | 内閣府令第13条・第43条に基づくいわゆる「上乘せ徴収」、「実費徴収」を実施する場合は、保護者に説明し同意を得る必要があります（認可保育所の上乗せ徴収については市の同意も必要）。また、国では、一部、低所得者に対する補足的な給付が検討されています。                    |
| 9  | 利用者負担  | 3歳以上児の主食代についても市が施設に支払う運営費に含め、実費徴収しないでほしい。        | 現行の制度と同様に、保育を要する3歳未満児の主食費は、公定価格に含まれる見込みですが、3歳以上児は含まれない見込みであるため、実費徴収の対象とされています。   |
| 10 | 応諾義務   | 「正当な理由がなければ入所を拒んではいけない」とされているが、正当な理由の規定があいまいである。 | 国の子ども・子育て会議では、ご指摘の「正当な理由」について、<br>①定員に空きがない場合<br>②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考が必要）<br>③その他特別な事情がある場合を基本とする<br>とされており、特に③について、運用上の取り扱いを国が示すこととされています。 |
| 11 | 非常災害対策 | 火災等への非常災害対策は義務とすべきだ。<br>（従う・参酌の解釈について）           | この規定は参酌すべき基準ですが、市ではこの規定のとおり条例化しようとしていますので、消火用具、非常口の設置や避難及び消火に対する定期的な訓練は遵守すべき事項となります。   |
| 12 | 職員の研修  | 保育士等への研修については義務とすべきだ。<br>（従う・参酌の解釈について）          | 条例（案）要綱では、事業者研修の機会の確保を義務づけています。  |